



子育て応援ナビ



こんぺいとう広場 ③

こんぺいとう広場では、松の木保育園、やわらぎ幼稚園で園庭開放を行っています。

【とき】○松の木保育園 4月14日(火)

○やわらぎ幼稚園 4月22日(水)

開放時間：午前9時45分～11時

【対象】1歳～4歳未満のお子さんと保護者

【内容】各園へお問い合わせください。

※着替え、水筒(お茶)、タオルなどをお持ちください。

※おもちゃ、お菓子は持ってこないでください。

※予約不要。

※車でのお来園はご遠慮ください。

◆問合せ 松の木保育園 ☎98-2882

やわらぎ幼稚園 ☎98-1402

子育て支援課 ☎98-5596



おひさまひろば ③

子どもを安心して遊ばせたり、様々な人と情報交換したり、たまにはほっと一息つきたい、ちょっと悩みを聞いてほしい、そんな声にお応えする場所です。

子育て中、孫育て中の人ならどなたでも利用して頂けますので、お気軽にお越しください。

【とき】4月3日、10日、17日、24日 毎金曜日

午前9時45分～午後4時

【ところ】町立幼稚園2階 おひさまひろば

【対象】未就園児と保護者

※ベッドがあるので生後2か月頃から参加可能です。

※予約は不要です。開放時間内にお越しください。

※正午からのランチタイムには、お持ち頂いた昼食を食べることが出来ます。

◆問合せ 子育て支援課 ☎98-5596



おひさまひろば「ぷらす」 ③

おひさまひろば「ぷらす」は、おひさまひろばのイベントデーのことです。

【とき】4月24日(金) 午前9時45分～11時30分

【ところ】町立幼稚園2階 遊戯室

【内容】みんなで散歩

【持ち物】水筒(お茶)、タオル、着替え

※親子ともに動きやすい服装でお越しください。

※雨天中止(おひさまひろばは通常どおり行います)。

※予約は不要です。

◆申込・問合せ 子育て支援課 ☎98-5596



すこやかホール開放 ③

みんなで遊べるようホールを開放しています。

相談・身体測定をご希望の方は母子手帳をお持ち頂き、受付時間内にお越しください。

【とき】4月8日(水)、22日(水)

午前9時30分～11時30分

受付：午前9時30分～10時30分

【ところ】町立保健センター2階 すこやかホール

【対象】就園前までのお子さんと保護者

◆問合せ 子育て支援課 ☎98-5596

ひとり親家庭などの出張相談窓口

ひとり親家庭の皆さんに対して、就業や生活、子育てなどについての相談や情報提供などの支援を行うため、専任職員による出張相談窓口を開設します。

また、富田林子ども家庭センターでは随時、母子・父子自立支援員が面接、または、電話で相談に応じています。

【とき】4月6日(月)

午後2時～4時

【ところ】役場庁舎1階

相談室2

◆問合せ 子育て支援課 ☎98-5596

富田林子ども家庭センター

生活福祉課 ☎25-1131

赤ちゃんの発達の不思議講座 ③

寝返り、ハイハイ、たっち、あんよと赤ちゃんは日に日に発達していきます。

この講座は、「赤ちゃんの発達の中で

どのように親子で遊んだり、触れ合ったりするのか」などを保育士から学びます。

赤ちゃんと心がつうじ合う、ほっとする優しい時間を一緒に過ごしませんか。

【とき】4月1日(水)

午前10時30分～11時30分

【ところ】町立保健センター

【対象】1歳半までのお子さん

【参加費】無料

【申込】不要

※相談・計測をご希望の方は、午前9時30分～10時までにお越しください。講座のみ受講したい場合は午前10時30分にお越しください。

※きょうだい児の参加はご遠慮ください。

◆問合せ 健康増進課 ☎98-5520

小・中学校就学援助当初申請

町では、経済的な理由により就学困難なご家庭に対して、小・中学校で必

要な費用の一部を援助する就学援助制度を行っています。

申請される場合、各学校で配布される申請書に記入、押印のうえ、必要書類を添付しご申請ください。

【当初受付期限】5月22日(金)

※期限を過ぎても申請できますが、認定は申請月の翌月からになります。

【受付場所】

教育委員会事務局教育総務課

【受付時間】午前9時～午後5時30分

※土日、祝日を除く。

◆問合せ 教育総務課 ☎98-5533

入学祝い品贈呈

令和2年4月に小・中学校にご入学された新1年生の生徒の皆さんに、入学祝い品を4月上旬に郵送でお届けします。

対象となる児童生徒がおられるご家庭で、4月下旬までに入学祝いが届かない場合は、お問い合わせください。

◆問合せ 教育総務課 ☎98-5533

気づく

人権コーナー「気づく」では、人権に関する様々な問題や啓発推進情報をお知らせします。

小さなことでもまず気づくことが、お互いを尊重し、一人ひとりが豊かに生きることができる社会につながる。「気づく」には、そんな願いが込められています。

4月は「AV出演強要・『JKビジネス』等被害防止月間」です

女性に対し、本人の意に反して、いわゆるアダルトビデオへの出演を強要する問題や、「JKビジネス」と呼ばれる営業により、児童が性的な被害にあう問題は、「女性に対する暴力」

に当たる重大な人権侵害です。

年度当初は進学、就職などに伴い若年層の生活環境が大きく変わり、こうした被害にあうリスクが高まることから、国では、4月を「AV出演強要・『JKビジネス』等被害防止月間」と定め、必要な対策を集中的に行っています。

◆問合せ 内閣府男女共同参画局 ☎03-5253-2111

人権コラム「よき日へ」

新しい軸の時代を迎えて

大阪教育大学 島崎 英夫

昨年秋とこの冬、二度ギリシャに行ってきました。仕事柄、学校を訪問することが主な目的ですが、ギリシャの学校はほとんど午前中で授業が終わってしまします。午後は近くにある遺跡や博物館をたずねます。アテネでも、クレタ島でも、驚くのはどの博物館にも出土した貨幣がたくさん展示されていることです。古代、最初に貨幣経済が発達した小アジア（現トルコ）のミレトスなどに住むギリシャ人の間から自然哲学が起こってきた、そう説くのはカール・ヤスパースです。

ヤスパースは、紀元前500（広くとって800〜300）年頃を「軸の時代」と呼びました。ギリシャはもちろん、イランのゾロアスター、ユダヤ思想、インドの釈迦、中国の諸子百家などがこの時代に一斉に登場します。神話の時代を離れて、人間とは何かを意識するようになった人たちが「歴史の軸となる転換」を起こした時代です。では、この時代になぜこうした転換が起こったのでしょうか。貨幣の流通に関わります。なぜ、貨幣が流通するのか、たくさんの人々が旅をしたからです。軸の時代に「人間はいかに生きるべきか」を考え始めた人たちは、みな「旅する人」でした。この人たちは、生まれ育った共同体を出て、①世界を外部から見る視線を持ちます。自分にとっての「当たり前」が通じない社会を旅して、②「自明性」の解体を体験します。根無し草のような、③根拠のない感覚と根拠を求めようとする探究心を起こします。そして、④異質な人やものとの共存という切実な課題を負います。異なる立場の者の間に共通性はないの

を探って、⑤普遍化や一般化を考えます。そこから⑥メタ化、審級化、累乗化という形而上学、つまり哲学が起こってきます。旅にあつて肌で感じる世界の無限性が、⑦無限という恐怖、虚無の克服という課題を生み、それらを解決しようとした人々が大きい考えの時代だったのです。そこから生まれた哲学や思想が、今日まで連綿と受け継がれてきました。

今、新しい、第二の「軸の時代」に入ってきたのではないのでしょうか。紀元前500年代の人々は、旅することで世界の大きさや無限性、各地の異質さを感じました。しかし、今や地球上のわたしたちを捉えている感情は、地球の狭さ、有限性です。コロナ・ウイルスによる新型肺炎の脅威は、地球の狭さと人々の交流の頻繁さを感じさせます。温暖化をはじめとする地球環境の現状も、この世界の「無限」ではなく、「有限」をわたしたちに反省させます。この有限性を正視するところから、近代を超える「新しい軸の時代」の思想の問いが始まります。2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）」という国際目標もそうです。十七ある目標をここで詳しく述べる紙幅はありませんが、これらの目標を達成して、持続可能な世界をみんなで作るために、紀元前500年の「軸の時代」を生きた人たちの①から⑦を体験し直す必要があると思います。ただし、⑦の「無限性」を「有限性」と書き換えて、思索する旅が必要です。若い者には旅をさせよ、という古人の知恵も持続させたいと思えます。

消費者トラブル情報 ～成人式の着物レンタル～

昨年、2年後の成人式に着る写真撮影込みの振袖のレンタル代金20万円弱の契約をした。今年になって、留学することになったので、キャンセルを申し出たところ、契約後30日を過ぎているため、80%のキャンセル料がかかると言われた。

成人式はまだ10か月先だが、高額なキャンセル料を払う必要があるのか。

【ひとことアドバイス】

• 成人式用の晴れ着レンタルについては、成人式の1～2年前の早い時期から予約を受けるケースがみられます。自分の都合が変わる場合もあり、キャンセルに関するトラブルも起こっています。数年先に使うものであっても、キャンセル料な

どについては、契約内容に従うことになるため、よく確認してから契約しましょう。

- 「好みのデザインがなくなる」と言われたり、特典を強調されたりしても焦らず、その場ですぐに契約することは避けましょう。
- 事業者が倒産などして、成人式当日に着られなかった例もあります。特に早期の契約をする際には、十分検討して決めましょう。
- よく分からない場合は、富田林市消費生活センターにご相談ください。

◆問合せ 富田林市消費生活センター ☎25-1000

新型コロナウイルス感染対策

新型コロナウイルス感染症は、発熱やのどの痛み、咳が長引くこと（一週間前後）が多く、強いだるさを訴える人が多い、ウイルス性の風邪の一種です。

●このような方はご注意ください

・風邪の症状や無症状でも37.5℃前後の発熱が4日程度続いている

※高齢者や妊婦、基礎疾患のある人は、上の状態が2日程度続く場合。

※高熱があり解熱剤を飲む必要のある場合は、4日待つ必要はありません。

・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある
このような症状がある人は、新型コロナ受診相談センター（帰国者・接触者受診相談センター）にご相談ください。

相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いがある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介します。

専門の帰国者・接触者外来に行く場合は、感染の疑いがありますので、マスク（ない場合は、マフラーやハンカチなどで口を覆う）を着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

・相談の結果、症状のない人については、一般病院の受診を案内する場合があります。

◎新型コロナ受診相談センター（帰国者・接触者受診相談センター） ☎23-2683（土日、祝日もご相談頂けます）

●普段の定期受診をする場合

病院に行くと感染するのではないかと心配される場合は、事前に病院に電話をして、受診する時間帯や受診方法、

また受診日についてご相談されることも、感染を予防することにつながります。かかりつけ医にご確認ください。

・季節性ウイルス感染と同様、手洗いうがい、咳エチケットを心がけてください。

・無理な出勤や登校はやめ、休むようにしてください。

・ご家族に感染が疑われる場合は、インフルエンザと同様に家庭内感染にご注意ください。

●8つのポイント

①部屋を分けましょう

②感染を疑う人の世話は出来るだけ限られた人がしましょう

③本人はマスクを付けましょう

④本人も含め、こまめに手洗いをしましょう

⑤換気をしましょう

⑥手で触れる共用部分を消毒しましょう

⑦本人の唾液や鼻水などで汚れたリネンや衣類を洗濯しましょう

⑧鼻をかんだティッシュなどのごみは密閉して捨てましょう

※詳しくは、町ホームページ、または、健康増進課でチラシを配付しています。

・新型コロナウイルスを題材とした攻撃メールにご注意ください。詳しくは、厚生労働省・大阪府のホームページをご確認ください。

健康増進課では、国・大阪府の情報を確認しながら、住民のみなさまへの情報を発信していきます。

◆問合せ 健康増進課 ☎98-5520

国民年金保険料学生納付特例の申請

学生納付特例制度とは、在学期間中の国民年金の保険料の納付を猶予する制度です。承認後は、期間中にケガや病気で、障がいや死亡といった不慮の事態が発生した場合、障がい基礎年金や遺族基礎年金を受けることができます。

ただし、一定期間以上、保険料を納付しているか、免除、または、猶予されていることが必要です。

【対象】

大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校及び、その他の教育施設（夜間・定時制過程や通信過程の人も含む）に在学する20歳以上の人で、学生本人の前年所得が118万円以下であるとき。

【申請】

20歳の誕生日以降に申請できます。申請時点の2年1か月前までの期間について、さかのぼって学生納付特例を申請できます。過年分の申請は、遅れると申請できる

期間が短くなるのでご注意ください。

なお、昨年に学生納付特例を承認され、本年も引き続き在学予定であることを確認できている人は、日本年金機構からハガキ形式の申請書が届きますので、ご返送ください。

届いていない人や、在学される学校に変更がある人、今回はじめて申請される人は、学生証、または、在学証明書・年金手帳・印かんをお持ちのうえ、保険医療課へご申請ください。

【その他】

①特例期間中は老齢基礎年金の受給資格要件には算入されませんが、年金額には反映されません。

②特例期間以後、10年以内であれば保険料を追納することができます。

◆問合せ 天王寺年金事務所 ☎06-6772-7531
保険医療課 ☎98-5516

令和2年度 春季スポーツ教室 参加者募集

8

教室名	対象年齢	場所	定員	教室日程	参加費	参加希望者 受付期間・場所	公開抽選日
親子体操	令和2年3月31日現在 2歳～5歳未満のお子 さんとその保護者。 ※参加希望が8組未満 の場合は中止するこ とがあります。	町立総合スポーツ 公園総合体育館	25 組	5月14・21・28日 6月4・11・18・25日 午前9時30分～11時 (全7回)	1,400円		4月23日(木) 午前10時～
テニス (初級)	令和2年3月31日現在 18歳以上の人。 ※参加希望者が8人未 満の場合は中止する ことがあります。 ※高校生不可。	町立総合スポーツ 公園テニスコート	20 人	5月8・15・22・29日 6月5・12・19日 午前9時30分～11時30分 (全7回)	2,100円	【とき】 4月8日(水)～ 22日(水) 午前9時～ 午後5時30分 【ところ】 町立総合体育館	4月23日(木) 午前10時15分～
ヨガ		町立総合スポーツ 公園総合体育館	25 人	5月8・15・22・29日 6月5・12・19日 午後7時30分～8時45分 (全7回)	2,100円		4月23日(木) 午前10時30分～
ズンバ (エアロビクス)		町立万葉ホール	20 人	6月1・8・15・22・29 日、7月6・13日 午後7時30分～8時45分 (全7回)	2,100円	4月23日(木) 午前10時45分～	

※町内在住・在勤・在学の人を対象です。各教室は、初めて参加される人を優先します。

《申込》

- 申込みは町立総合体育館へお越しください。電話での申込みはできません。
- 先着順ではありません。参加希望者受付期間中は定員を超えても受け付けます。
- 受付期間終了時点で定員に達しない教室は、参加希望者全員を参加者とします。以後先着順で定員に達するまで受け付けます。
- 受付期間で定員を超えた場合は、公開抽選で参加者を決定します（初めて参加される人を優先します）。
- 公開抽選の出欠は自由です。抽選結果は、4月24日(金)から電話で確認できます。
- 参加費は各教室の初回にご用意ください。

◆問合せ 町立総合体育館 ☎98-5344

下水道を正しく使いましょう～今すぐできる環境対策～

下水道へ流してはいけないものをご存じですか？

下水道はみなさまの快適な暮らしを守るための大切な財産です。

ルールを知って、一人ひとりの取り組みをお願いします。

○下水道へ流してはいけないもの

- ・台所の油、野菜くず、残飯
- ・水に溶けないもの（ビニールなど）
- ・ティッシュペーパー

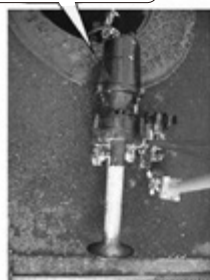
※トイレットペーパーに比べ、水に溶けにくく詰まりの原因になります。

【その他下水道の使用についての注意点】

宅地内の「排水管」「ます」については、所有者さまの管理となります。もし、排水の詰まりなどトラブルがあれば、町の指定工事店へご相談ください。

また、町では雨水が下水道へ流れ込まないよう「分流式」という方法を採用しています。「うちの雨水の排水先は下水道（汚水）では？」といった疑いがあれば、役場へご相談ください。

マンホールポンプ



ポンプ先端部



つまりの状況

タオル類



◆問合せ 生活環境課 ☎98-5522

がけ地近接等危険住宅移転事業補助制度

がけ地の崩壊などによる危険から住民の生命の安全の確保を目的として、大阪府が条例で定める災害危険区域内、または、大阪府が指定した土砂災害特別警戒区域内にある危険住宅（既存不適格住宅）を除去し、区域外に建築、または、購入（改修も含む）に要する費用の一部を補助します。

【対象】

以下の条件に該当するもの。

- ・災害危険区域、または、土砂災害特別警戒区域にある危険住宅であること
- ・移転先は町内であること
- ・所有者に町税の滞納がないこと

【補助額】

除去：1戸あたり97万5千円を限度とし、撤去費、動産移転費、跡地整備費、仮住居費、その他移転に伴う経費を対象とする。

建築、または、購入（改修も含む）：1戸あたり421万円（建物325万円、土地96万円）を限度とし、資金を金融機関その他の借入先から借り入れた場合に、当該借入利子（年利率8.5%を限度とする）に相当する額を対象とする。

【締切】 11月30日(月)

◆問合せ 地域整備課 ☎98-5523



花の文化園 4月イベント

■みどころガイドツアー

【とき】 4月と5月の土日、祝日
各日午後1時～

※荒天中止。

【ところ】 花の文化園入園ゲート

おすすめスポットを巡りながら、見頃のお花や植物の豆知識をご紹介します。

所要時間はおよそ40分です。

参加費無料ですので、ぜひ、お気軽にご参加ください。

※団体でガイドをご希望の場合、お気軽にお問い合わせください。お時間などご相談させていただきます。

■4月の見頃の花のご紹介

上中旬 チューリップ

中旬 シダレザクラ

下旬 ノムラモミジ

下旬 フジ

■花の文化園

4月の開園時間：午前9時30分～午後5時（入園は閉園の1時間前まで）

4月の入園料：大人550円・高校生230円・中学生以下無料

◆問合せ 大阪府立花の文化園
☎63-8739

キミはこの謎がとけるかな？ 宝さがしゲーム

今年も、太子町青少年指導員会による宝さがしゲームを行います。

会場内に隠されたお宝の中のキーワードを見つけて、言葉を完成させるゲームです。

正解すると、抽選で素敵な賞品があったるかも！？

皆さんの参加を、お待ちしております。

【とき】 5月6日(水・振休)

受付：午前9時～10時30分

探索：午前9時～11時

抽選：午前11時15分

※小雨決行。

※抽選時に会場にいないと、無効になります。

【ところ】 太子・和みの広場

【参加費】 無料

◆問合せ 生涯学習課 ☎98-5534

耐震診断・耐震改修設計・耐震改修補助

●耐震診断補助

【対象】 以下の条件に該当するもの

- ・昭和56年5月31日以前に建築され、原則として建築基準法の規定による建築主事の確認を受けた建築物
- ・現在居住されている、または、これから居住しようとする建築物
- ・所有者に固定資産税の滞納がないこと

【補助額】 耐震診断に要する費用の11分の10の額。ただし限度額は5万円。

※上記の補助額については、木造住宅一戸建の場合です。他の建築物の補助額については、お問い合わせください。

●耐震改修設計補助（同一年度で耐震改修を行う場合）

耐震改修設計とは、耐震診断の結果、住宅の耐震性が不十分な場合、耐震性を高める計画を作ることです。

【対象】 以下の条件に該当するもの

- ・昭和56年5月31日以前に建築され、原則として建築基準法の規定による建築主事の確認を受けた木造住宅
- ・現在居住されている、または、これから居住しようとする木造住宅
- ・耐震診断結果の数値が1.0未満であるもの
- ・所有者の課税所得金額が507万円未満であること
- ・所有者に固定資産税の滞納がないこと

【補助額】 耐震改修設計に要する費用の70%の額。ただし

限度額は10万円。

●耐震改修補助

リフォーム工事などは対象外です。まずは事前協議が必要ですので、工事着工前に必ずご相談ください。

【対象】 以下の条件に該当するもの

- ・昭和56年5月31日以前に建築され、原則として建築基準法の規定による建築主事の確認を受けた木造住宅
- ・現在居住されている、または、これから居住しようとする木造住宅
- ・耐震診断結果の数値が1.0未満であるもの
- ・所有者の課税所得金額が507万円未満であること
- ・所有者に固定資産税の滞納がないこと

【補助額】 1戸につき40万円（所得により60万円）、または、耐震改修工事に要する費用のいずれか低い額。

※耐震シェルターも補助対象（耐震シェルターとは寝室などの居室の内側を囲む箱型の構造物で、安全な空間を確保することができるものをいいます）。

【締切】 診断：令和3年1月29日(金)

設計・改修：11月30日(月)

予定件数に達すれば受付を終了します。

お早目にお申込みください。

◆問合せ 地域整備課 ☎98-5523





木造住宅除却補助制度

耐震性が不足している木造住宅の除却を促進し、地震などによる人的、経済的な被害の軽減を図ると同時に住環境の改善を目的に、木造住宅の除却工事にかかる費用の一部を補助します。

【対象】

以下の条件に該当するもの。

- ・昭和56年5月31日以前に建築され、原則として建築基準法の規定による建築主事の確認を受けた木造住宅
- ・耐震診断結果の数値が1.0未満であるもの(要綱で定める簡易診断でも可能)
- ・所有者の課税所得金額が507万円未満であること。
- ・所有者に町税の滞納がないこと。

【補助額】

1戸につき20万円、または、除却工事に要する費用のいずれか低い額

【締切】 令和3年1月29日(金)

◆問合せ 地域整備課 ☎98-5523

ブロック塀等撤去促進補助金を1年延長します

平成30年10月1日に創設したブロック塀等撤去促進補助金は、令和2年3月31日までの時限補助制度でした。

ブロック塀などはまだ多く存在することから、令和3年3月31日まで補助期間を延長します。所有されている人は、今一度、建築基準法上適法であるか、老朽化していなか自己点検を行って頂き、ブロック塀などの撤去についてご検討ください。

【目的】

地震などにより、道路に面したブロック塀などの倒壊に伴い生じる被害を防ぎ、人身事故の防止と避難路の確保を目的として、撤去費用を補助します。

【対象】

道路に面し、道路面からの高さが60cmを超えるブロック塀などを所有し、撤去する人。補助の対象となる工事については、次のいずれかに該当するもの

- ・補助対象ブロック塀などを全て撤去する。
- ・補助対象ブロック塀などの一部を撤去

し、撤去後の高さを道路面から60cm以下にする。

- ・擁壁の上に設置されている補助対象ブロック塀などを全て撤去する。

※擁壁にブロック塀などが設置されている場合は、道路面からの高さの合計が60cmを超えるブロック塀など。

道路など：公道(国、府、町管理の道路)、不特定が通行する私道、公園

ブロック塀など：コンクリートブロック塀、コンクリート塀、レンガブロック塀、土塀、コンクリートブロックの形状に切り出された自然石を組上げた塀

擁壁など：コンクリート造擁壁、自然石などを積み上げた石積み

【補助額】

次の①、②のうち、いずれか低い額の80%を補助。ただし、補助上限額は、20万円

- ①補助対象ブロック塀などの撤去工事費
- ②10,000円/㎡×補助対象ブロック塀などの見附面積

【期間】

4月1日～令和3年3月31日

◆問合せ 地域整備課 ☎98-5523

太子町地域防災計画を策定しました

1月6日(月)～2月5日(水)まで、太子町地域防災計画(修正案)に対するパブリックコメント(住民など意見)の募集を行った結果、意見の提出はありませんでした。

太子町地域防災計画は、町の災害に対する予防対策、応急対策及び復旧・復興対策などを総合的かつ計画的に推進するうえで基本となるものです。

平成27年3月に全面修正を行いました。約5年が経過し、その間、全国各地で多発した自然災害などを踏まえ、国の防災基本計画や大阪府地域防災計画の見直しを反映した修正、その他防災関連計画の時点修正などによる修正を主体に行った「太子町地域防災計画」を策定しました。

【主な修正内容】

- ・自助、共助の推進について
- ・建築物の安全化における耐震対策の推進について
- ・水害減災対策の推進について
- ・要配慮者施設の避難計画作成状況や避難訓練実施状況の確認について

- ・人材の育成について
- ・総合的防災体制の整備における事業者・ボランティアとの連携について
- ・避難場所、避難路の選定について
- ・避難誘導体制の整備について
- ・避難行動要支援者支援体制の整備について
- ・防災知識の普及啓発における災害への備えについて
- ・企業防災の推進について
- ・災害広報・広聴計画について
- ・指定避難所の管理・運営の留意点について
- ・災害廃棄物など処理について
- ・気象予警報などの伝達における住民への周知について
- ・大規模な災害の被災地における借家借地に関する特別措置法について
- ・南海トラフ地震防災対策推進計画の策定について
- ・南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の当面の対応について

◆問合せ 危機管理課 ☎98-5525

土砂災害特別警戒区域内既存不適格住宅補強事業補助制度

大阪府が指定した土砂災害特別警戒区域内にある既存不適格住宅(区域指定される以前からある住宅)を土砂災害から守るための補強措置を促進するため、補強設計及び補強工事に要する費用の一部を補助します。

【対象】

以下の条件に該当するもの

- ・土砂災害特別警戒区域内にある既存不適格住宅であること
- ・現在居住されている、または、これから居住しようとする木造住宅
- ・所有者の課税所得金額が507万円未満であること
- ・所有者に町税の滞納がないこと

【補助額】

補強設計：補強設計にかかる費用(限度額67万2千円)の23%で上限額15万4千円。

補強工事：補強工事にかかる費用(限度額336万円)の23%で上限額77万2千円。

【締切】 11月30日(月)

◆問合せ 地域整備課 ☎98-5523



高齢介護

介護相談員の活動を してみませんか

介護相談員は、介護が必要な高齢者が安心して生活していくために、介護保険施設の対応や介護サービスの質など、要望や疑問、不満を利用者から聞き取り、介護保険サービス事業者や行政の間に立って、問題解決に向けた手助けをしています。

利用者の視点を大切に考え、介護相談員が橋渡しする利用者の声が、介護保険サービス事業者のサービス提供に反映されます。

太子町では、現在町内7か所の介護保険サービス事業者を1～2か月に1回訪問して活動しています。

今年度も新しく活動をして頂ける介護相談員を募集します。

【対象】

福祉ボランティア活動に対する理解がある人

【募集人数】 若干名

※面接選考あり。

◆申込・問合せ

高齢介護課 ☎98-5538

健康保険

国民健康保険料の納め忘れはありませんか

保険料は、医療費の支払いに欠かすことが出来ない、大切な財源です。

保険料に未納があると、督促手数料や延滞金などが加算されるだけでなく、差し押えなどの対象にもなります。

お手元に納め忘れの納付書が無いか、再度ご確認ください。

便利で安心な口座振替をご利用ください

納付書で保険料を納めて頂いている人は、納期限ごとに指定の預（貯）金口座から振替納付される口座振替が便利で安心です。口座振替を希望される人は、引き落としを希望する町の取扱い金融機関、または、保険医療課までご相談ください。また、キャッシュカードを利用して口座振替の申込みが出来るペイジー口座振替受付サービスも利用できます（大

阪南農協を除きます）。

納め忘れや口座振替は保険医療課までご相談ください。

◆問合せ 保険医療課 ☎98-5516

交通安全

春の全国交通安全運動

よりよい道路交通環境の実現と正しい交通マナーの普及を目的として、春の全国交通安全運動が、4月6日(月)～15日(水)までの10日間行われます。

また、4月10日(金)は、「交通事故ゼロをめざす日」です。

わたしたち一人ひとりが正しい交通マナーを身につけ、交通ルールを守ること、悲惨な交通事故をなくしましょう。

●運動の重点

- ・子どもを始めとする歩行者の安全の確保
- ・高齢運転者などの安全運転の励行
- ・自転車の安全利用の推進

●大阪重点

- ・「横断歩道ハンドサイン運動」の推進

●スローガン

しっかりと 止まってかくにん 横断歩道

◆問合せ 富田林警察 ☎25-1234

危機管理課 ☎98-5525

商工・労働

太子町飲食店舗開業補助金の 交付申請受付を開始します

町での開業・空き家の利用を促進するための「太子町飲食店舗開業補助金」の交付申請受付を開始します。

交付申請書に必要な書類を添えて観光産業課に直接提出するか、ご郵送ください。書類審査の後、プレゼンテーションを行って頂きます。

詳しくは町ホームページをご覧ください。観光産業課までお問い合わせください。

※申請には一定の条件があります。

※審査の結果、補助対象にならない場合もありますのでご了承ください。

【申請期間】

窓口提出：4月1日～5月29日

※土日、祝日を除く。

郵 送：4月1日～5月29日必着

◆問合せ 観光産業課 ☎98-5521

令和2年度 創業セミナー

創業を考えている人のための創業セミナーを行います。

富田林市、羽曳野市の2会場で全4回(各4日間)のセミナーを予定していますので、希望の回を選択して受講してください。

また、各回すべての日程を受講された人は、創業する際に様々な支援を受けることが可能となります。

申込方法、支援内容などについては、富田林市ホームページの商工観光課のページをご覧ください。

町内で創業をお考えの方はぜひ、ご参加ください。

●第1回

【と き】 5月21日(木)、28日(木)、

6月4日(木)、11日(木)

各日午後7時～9時

【ところ】 LIC はびきの

※第2回目以降の日程については、随時ご案内します。

◆問合せ

富田林市産業環境部商工観光課

☎25-1000 (内線481)

南河内地域若者サポート ステーション

南河内地域若者サポートステーションは、働くことに一歩踏み出せない若者たちとじっくり向き合い、本人やご家族、保護者だけでは解決が難しい「動き出す力」を引き出し、就職して社会へ踏み出す橋渡しを行う厚生労働省委託の支援機関です。毎月第3水曜日に富田林市役所で出張相談を行っています。相談は予約制です。お気軽にお電話ください。

●富田林市役所出張相談

【対象】 15歳～49歳の就労に悩みを持つ若者、その家族

【と き】 第3水曜日 午後1時～5時

【ところ】 富田林市役所1階 相談室

◆問合せ

南河内地域若者サポートステーション

☎26-9441

第2期太子町子ども・子育て支援事業計画(素案)に対する意見

1月6日(月)～2月5日(水)まで、第2期太子町子ども・子育て支援事業計画(素案)に対するパブリックコメント(住民など意見)を募集しましたところ、1人より1件のご意見を頂きました。

これらのご意見と、ご意見に対する町の考え方は以下のとおりです。

番号	ご意見(の要旨)	町の考え方
1	太子町に関わらず子育て支援は生後から小学生程度までに重きを置かれている様に感じます。 子ども1人程度であれば、この支援で十分かもしれませんが、子どもが複数人いる場合、一番予算的に困るのは高校～大学までの学費及び下宿費用です。高校、大学は義務教育ではありませんが、その学費を考えると2人目・3人目を断念している親も多いと思います。高校・大学の入学金、授業料への支援など、年収に加え扶養人数に応じた補助を検討及び支援制度に盛り込んで頂ければと思います。	子育て世帯への経済的支援については、子どものライフサイクルで見た場合、どの年齢層への充実が必要かを検討したうえで、事業の展開を図っています。ご意見の高校から大学までの経済的支援の充実は、子育て世帯の負担軽減を図るための方策の一つと考えていますが、少子化対策や子育て環境の整備といった子育て支援については、経済的支援に限らず幅広く検討し、町にあったより効果のある子育て支援策の充実に取り組んでいく考えです。

◆問合せ 子育て支援課 ☎98-5596

狂犬病予防集合注射

令和2年度の狂犬病予防注射を行います。生後91日以上の子犬は、最寄りの会場で注射を行ってください。

狂犬病予防注射は毎年1回の接種です。下記の日程で受けられなかった場合は、かかりつけの動物病院などで接種してください。注射後は、獣医師が証明する「狂犬病予防注射済証」を持って、生活環境課で注射済票の交付を受けてください(注射済票交付手数料550円)。

飼犬登録をしている人には、狂犬病予防注射済票交付手数料領収書・狂犬病予防注射済証(A4用紙四つ折り)を3月下旬に郵送しています。裏面の問診票に記入・署名のうえ、会場にお持ちください。

また、飼犬登録の受付も行いますので、まだ登録されていない人もご来場ください(登録は一生に1回です)。荒天中止の場合は、防災行政無線でお知らせします。

	と き	と ころ	備 考
4月16日(木)	午前9時30分～11時	太子・和みの広場	料金 ・狂犬病予防注射手数料 2,750円 ・注射済票交付手数料 550円 合計 3,300円 新たに登録される人は、別途、飼犬登録手数料3,000円が必要です。
	午前11時10分～11時35分	葉室集会所前	
	午前11時45分～正午	畑集会所前	
	午後1時10分～1時55分	旧JA大阪南山田連絡所下駐車場	
	午後2時10分～3時	聖和台第2公園	
4月17日(金)	午後9時30分～10時10分	春日新池広場	
	午前10時20分～11時10分	太子ヶ丘塚の前公園	
	午前11時20分～正午	磯長台第1公園	
	午後1時10分～3時	役場裏駐車場	

※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、中止する場合があります。

◆問合せ 生活環境課 ☎98-5522

4月の「し尿」収集日	収集日	種類	4月の「ゴミ」収集日	種類	収集日
4月の「し尿」収集日	6日(月)	小型	4月の「ゴミ」収集日	もえるゴミ	3日・7日・10日・14日・17日・21日・24日 28日 (毎週火・金曜日)
	6日(月)	一般		粗大ゴミ	8日・22日 (第2・第4水曜日)
	20日(月)	2回取り		ビン・カン混合	13日・27日 (第2・第4月曜日)
		金属類		1日・15日 (第1・第3水曜日)	
		ペットボトル		23日 (第4木曜日)	
		プラスチック製容器包装	2日・16日 (第1・第3木曜日)		

※粗大ごみで袋に入れて出される場合も、半透明のごみ袋を使用してください。くれぐれも黒色のごみ袋は使用しないでください。

※ごみは、必ず収集日の当日、午前7時までに出示してください。
※生ごみは、しっかり水分を切ってから出示してください。

福祉

障がい者の出張相談窓口

相談支援事業所の専任職員による出張相談窓口を開設します。

相談希望の人は、4月10日(金)までにご予約ください。また、障がいのある人やその家族が地域で安心して生活できるよう、相談支援事業所で随時、専任職員が相談に応じています。

【と き】 4月16日(木)

午後1時～3時

【ところ】 役場庁舎1階 相談室

◆問合せ 福祉課 ☎98-5519

第11回特別弔慰金が支給されます

特別弔慰金は、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者などの尊い犠牲に対し、国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者などの遺族に対する特別弔慰金支給法に基づき支給されるものです。

第11回特別弔慰金は、令和2年4月1日を新たな基準日とし、ご遺族お一人に支給されます。

【対 象】

令和2年4月1日(基準日)に、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける人(戦没者の妻や父母など)がいない場合に、次の順番でのご遺族お一人に支給されます。

戦没者などの死亡当時のご遺族で、

1. 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人
2. 戦没者などの子
3. 戦没者などの①父母②孫③祖父母③

兄弟姉妹
※死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより順位が入れ替わります。

4. 上記1～3以外の戦没者などの三親等内の親族(甥、姪など)

※死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた人に限ります。

【支給内容】

額面25万円、5年償還の記名国債

【請求期間】

4月1日～令和5年3月31日

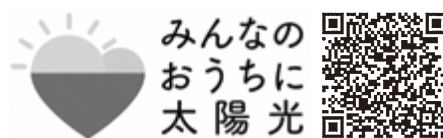
※請求期間を過ぎると第11回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

◆問合せ 福祉課 ☎98-5519

暮らし

太陽光パネル・蓄電池の共同購入参加者募集

4月1日から大阪府では、太陽光パネル・蓄電池を府民で購入する共同購入の参加者の募集を開始します。日々の生活に使う電気を自宅の屋根で発電できる太陽光パネル、発電した電気を夜間も有効に活用し災害時にも役立つ蓄電池をこの機会にお得に購入しませんか。



【共同購入の流れ】

- ① 6月30日までに専用サイトに参加登録(無料)します。
- ② 事務局が選定した販売施工事業者の見積を確認します。
- ③ 7月14日までに購入の判断をします。府内各地で説明会を予定しています。参加登録・詳しい情報は専用WEBサイ

ト (<https://group-buy.jp/solar/osaka/home>) をご確認ください。

◆問合せ おおさかみんなのおうちに太陽光事務局

☎0120-758-300 (固定電話)

☎0570-075-300 (携帯電話・PHS)

大阪府エネルギー政策課(おおさかスマートエネルギーセンター ☎06-6210-9254

生活環境課 ☎98-5522

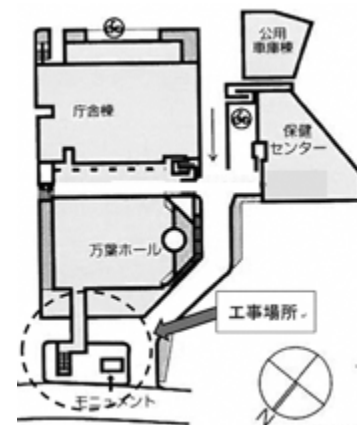
役場庁舎正面玄関モニュメント横階段など工事ご協力をお願い

広報太子2月号に2月初旬～3月末に、役場庁舎正面玄関モニュメント横のイベント広場へ上がる階段の撤去などの工事を行う記事を掲載しましたが、工事期間が5月末までとなりました。詳しい位置は下記図面のとおりです。

工事は金剛自動車のバス停を設置(移設)するための工事です。

工事の期間中は、役場庁舎への自動車や来庁者の出入り方法が変わりますので、誘導員の指示に従い入庁して頂きますようお願いいたします。

ご迷惑をおかけしますが、ご協力をよろしくお願いいたします。



◆問合せ 総務政策課 ☎98-0300

	種 類	日 程	時 間	場 所	問い合わせ先
4月の相談	行政(国の行政に関すること)	10日(金)	13:00～15:00	役場3階第2会議室	総務政策課 ☎98-0300
	消費者※1	平日の(月)～(金)	9:00～16:00	富田林市役所	富田林市消費生活センター ☎25-1000(内線186)
	教育(いじめ110番・進路)	平日の(月)～(金)	9:00～17:00	教育委員会	教育総務課 ☎98-5533
	人 権※2			住民人権課	住民人権課 ☎98-5515
	就 労			観光産業課	観光産業課 ☎98-5521
心配ごと	10日(金)・24日(金)	13:30～15:00	役場1階第2相談室	社会福祉協議会 ☎98-1311	

※1 消費者相談は正午～午後1時までの間、対応できません。 ※2 人権相談は、河南町・千早赤阪村役場での相談も可能です。



連休中の休日診療

5月3日(日・祝)・4日(月・祝)・5日(火・祝)・6日(水・振休)の休日診療所の小児科診療は、済生会富田林病院、内科・歯科診療は、富田林休日診療所でを行います。受付時間は午前9時～11時30分、午後1時～3時30分までです(歯科は午前のみ)。

◆問合せ 健康増進課 ☎98-5520

がん検診の予約がスタートしました 10

がん検診は無料で受けられます

●がんはとても身近な病気です

「自分はがんにならない」、「何か症状があれば病院に行く」と思っていませんか？がんは初期の段階では自覚症状がありません。また、日本人の2人に1人が一生のうちでなんらかのがんになっています。また3人に1人が、がんが原因で亡くなっています。

●がんは治る時代です

がんは早期発見が可能な病気です。健康を守るため、がん検診を定期的に受けて、早期発見、早期治療を、こころがけましょう。

●ご予約はお早目に

年間の集団健診の日程は、広報太子4月号に同封している「健康のために」に記載しています。計画的に受診日の予定を立てて頂き、お早目の予約をおすすめします。なお、予約は4月より令和3年3月までの町立保健センターで行う全ての集団健診の実施日の予約が可能となります。

●お電話一本で簡単予約

受け付けは、検診実施日の1週間前まで、定員になり次第締め切ります。

◆問合せ 健康増進課 ☎98-5520

健康太子21 (健康増進及び食育推進計画)

平成28年度～令和2年度までの5年間を設定し、住民の皆さんの健康づくりと食育を支援するための計画書『第3次健康太子21』を、昨年行ったアンケートのご意見や、5年間健康づくりの取り組みとして行ってきた「笑顔いっぱいプロジェクト」の実績とともに振り返り、新たな計画を今年度一年かけて見直すこととなっています。

健康づくりや食育に関心を持ち、一緒に考えて頂ける仲間『健康づくり応援団』を募集します。

詳しくは、健康増進課までお問い合わせください。

◆問合せ 健康増進課 ☎98-5520

町指定の医療機関で定期の予防接種が受けられない場合

里帰り出産や長期入院・施設入所などの特別な理由で、町が指定する医療機関で定期予防接種を受けられない場合、事前に健康増進課へ予防接種実施依頼書の交付を申請し、交付を受けて行った定期の予防接種について、接種費用の償還払いを行います。

【申請の流れ】

①定期予防接種を受ける前に、健康増進課へ「予防接種実施依頼書」の交付をご申請ください。

②申請後、太子町から「予防接種実施依頼書」を交付しますので、接種を希望する市町村の長、または、医療機関に

提出して予防接種を受けてください。

③予防接種を受けた後、健康増進課で償還払いの申請を行ってください。

④審査の後、太子町から予防接種に係るワクチン接種費用を振り込みます。

助成額：定期予防接種のワクチン接種にかかった費用

上限額：当該年度の富田林医師会との委託契約額

予防接種実施依頼書の発行は、約1週間かかります。発行申請の手続きなど詳しくはお問い合わせください。

※事前の申請がない場合、定期の予防接種扱いができませんので、必ず事前にお問い合わせください。

◆問合せ 健康増進課 ☎98-5520

町立総合体育館 トレーニング講習会

町立総合体育館のトレーニング室は、講習会に参加した人でないと利用できません。

【と き】 4月18日(土)

午後6時30分～9時

※午後6時30分までに必ずお越しください。月曜日休館。

【ところ】 町立総合体育館

【受講資格】 令和2年3月31日現在15歳以上(高校生以上)の人

【内容】

講義：トレーニングの基礎理論

実技：ウォームアップ・クールダウンの実技

【定員】 25人

【受講料】 200円

※申込時にご用意ください。

【申込】 4月9日(木)～講習会当日までの、午前9時～午後5時30分までです。先着順で定員に達するまで受け付けます。

◆問合せ 町立総合体育館 ☎98-5344

広告

生徒大募集!

一人ひとりの「やってみたい」を実現できる教室です。すべての学び・経験がお子さまの未来の糧となります! 小さなお子さまから大人の方まで大歓迎です! まずはお気軽に無料体験にお越し下さい。

かがり音楽アカデミー

ピアノ・ヴァイオリン・チェロ・フルート・クラリネット
サクソ・トランペット・声楽・箏曲 今だけ入会金無料!
(4月末まで)
チェンバロ・コーラス・リトミック (0～3才・グループ)

常設: スタインウェイフルコンサートピアノ 他 ★公式Facebook, Instagram更新中

各種教室 体験実施中

バレエ・ヨガ・ヒップホップ
フラダンス・空手・そろばん・
囲碁・うた声サロン・英会話・
習字・スタッド学習室
大正琴・オカリナ・着つけ・茶道・
朗読・フラワーアレンジメント

富田林南大伴町 1-4-17

〒0721-23-3370

詳しくはHPへ!
<http://kagarihall.com>

金剛バス 大伴バス停前
駐車場・駐輪場あり

学校給食センター	☎98-4607 FAX98-4609
教育委員会事務局	☎98-5533 FAX98-4514
公民館	☎98-5530 FAX98-5530
まちづくり観光交流センター (観光産業課)	☎98-5521 FAX98-4514
総合福祉センター (社会福祉協議会)	☎98-1311 FAX98-2111
水道 (太子水道センター)	☎98-5536 FAX98-5175
板屋橋浄水場	☎98-5537 FAX98-4622
総合スポーツ公園 (総合体育館)	☎98-5344 FAX98-5346
保健センター	☎98-5520 FAX98-3600
竹内街道歴史資料館	☎98-3266 FAX98-3279
消防署太子分署	☎98-3299 FAX98-4599
病院紹介	☎23-9919
休日診療所	☎28-1333
富田林警察署	☎25-1234
火災・救急救助	☎119

税

固定資産税の縦覧・閲覧

●縦覧制度

土地の納税者は土地の縦覧帳簿を、家屋の納税者は家屋の縦覧帳簿を縦覧することができます。なお、納税者であれば自分の資産だけでなく、他の土地・家屋の評価額や面積なども縦覧できます。

縦覧時には、納税者であることを確認できる書類（納税通知書や運転免許証など）が必要です。

※代理人の場合は、委任状が必要です。

- 【内容】**
- ・土地価格等縦覧帳簿（地番、地目、地積、価格）
 - ・家屋価格等縦覧帳簿（地番、家屋番号、種類、構造、床面積、価格）

【期間】 4月1日(水)～6月1日(月)
午前9時～午後5時30分

※土日、祝日を除く。

【ところ】 税務課

●閲覧制度

物件の所有者は、自分の資産に係る固定資産課税台帳を、年間をつうじて閲覧でき、借地・借家人なども賃借権などの目的である土地・家屋について記載された部分を閲覧できます。申請時には、所有者であることを確認できる書類（納税通知書や運転免許証など）や土地・家屋との賃貸借関係を確認できる書類（賃貸借契約書などと契約者本人であることを確認できる書類）が必要です。

※代理人の場合は、委任状が必要です。

【期間】 4月1日(水)～令和3年3月31日(水)
午前9時～午後5時30分

※土日、祝日、12月30日～1月3日を除く

く。

◆問合せ 税務課 ☎98-5517

スマホ決済サービス Pay Bを利用した納付

4月1日から、スマホ決済サービス Pay B を利用した町税、国民健康保険料、介護保険料の納付ができるようになりました。Pay Bとは、スマートフォンやタブレット端末から、納付書に印刷されている「コンビニ収納用バーコード」を読み取ることで、アプリに登録した金融機関口座から金融機関での手続きをせずに納付ができるサービスです。

【対象】

個人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険料、介護保険料

【必要なもの】

Pay Bアプリに対応したスマートフォン、または、タブレット端末とPay Bアプリ（利用できる金融機関は一部に限られます。また、利用する金融機関によって対応アプリが異なります）

【注意事項】

領収書の発行は行われません。納付書は手元に残りますので、ご自身で破棄するなどして、二重納付にご注意ください。期限の過ぎた納付書、バーコードの無い納付書は利用できません。

アプリにはクレジットカードを登録できるものがありますが、納付に使用できるのは金融機関口座に限られます。

納付後、納税証明書が発行できるようになるまで数日かかります。すぐに証明書、または、領収書が必要な手続きをされる場合は、金融機関、コンビニエンスストアなどで納付してください。

◆問合せ 税務課 ☎98-5517
保険医療課 ☎98-5516
高齢介護課 ☎98-5538

住民手づくり

第208～210回

たいし 聖徳市



開催

4月のたいし聖徳市は、叡福寺大乗会式と太子聖燈会に出店します。
※たいし聖徳市では、年間をつうじて出店者を募集しています。
出店をご希望の人は、太子町観光・まちづくり協会までお申込みください。
※駐車場が混み合いますので、車でのお越しはご遠慮ください。

【とき】

- ・叡福寺大乗会式
4月11日(土)・12日(日)
両日とも午前9時～午後4時
- ・太子聖燈会
4月25日(土)
雨天延期の場合翌26日(日)
午後5時～午後9時

【ところ】

4月11日、12日：叡福寺
4月25日：太子・和みの広場駐車場

【主催】たいし聖徳市実行委員会

◆問合せ

太子町観光・まちづくり協会
☎21-1600

住まいの便利店、どこに頼めば良いか、わからない時はどの様な事でもお気軽にお問い合わせ下さい

お住まいの困り事を解決

窓リフォーム
玄関・窓・出入口

介護保険活用

段差解消や手摺りの取付等
まかせて安心の住宅改修工事
書類作成や申請もおまかせ！
お気軽にお問い合わせ下さい。

フリーダイヤル

0120-830-592

窓から入る寒さと暑さ、ガラスの取替えで解消。

真空ガラス スペース



畑田ガラス店

http://www.hatadagls.com 太子役場前西200m



この様な小工事も

床鳴り・雨漏り・壁のひび
風呂トイレ修理・波板張替
室内ドア修理・壁クロス張替
気になる所を直したいキレイにしたい

カーポート・門扉
テラス・バルコニー
フェンス・手摺り
イナバ物置・ガレージ

広告

募集

「時代行列の雅楽隊」
参加者募集

～雅楽を練習して時代行列に参加しませんか～

竹内街道灯路祭りの時代行列（10月17日(土)開催予定）に、雅楽の演奏者として参加してもらう人を募集します。詳しくは参加者にご案内します。

※経験は問いません。

【対象】 町内在住の20歳以上の人

【定員】 5人程度

【参加費】 無料

【申込】 4月1日(水)～22日(水)までに、総務政策課窓口、電話、または、ファックスでお申込みください。

※ファックスの場合は、住所、氏名、年齢、電話番号を明記してください。

※受付は、午前9時～午後5時30分まで（土日を除く）。



◆申込・問合せ 総務政策課
☎98-0300
FAX98-4514

竹内街道歴史資料館友の会
会員募集

竹内街道歴史資料館友の会では、資料館の各種事業のサポートと地域の歴史学

習をとおして、楽しくまちづくりに貢献しています。現在会員募集を行っているので、皆さんも一緒にまちの歴史を学んでみませんか？

【活動】

- ・歴史講座、史跡見学会の開催
- ・会員通信の発行

【会員特典】

- ・同伴者を含め資料館入館料が団体扱い
- 資料館発行の図書が1割引
- 資料館主催の講演会などの参加費無料
- 資料館主催の催しのご案内

【年会費】

高校生以上2,000円、小・中学生500円。ただし、10月以降の入会者はその半額。見学会や研修会の参加費は別途必要となる場合があります。

【入会方法】

入会申込書に必要事項を記入の上、町立竹内街道歴史資料館（友の会事務局）窓口でお申込みください。入会申込書は資料館窓口、または、町ホームページからダウンロードしてください。

◆問合せ

町立竹内街道歴史資料館 ☎98-3266

令和2年度大阪府要約筆記者養成講座の受講者募集

障がい者総合支援法第78条で定める「特に専門性の高い要約筆記者」の養成を行うための「要約筆記者養成講座」を行います。講座は手書きコースとPCコースがあります。

【とき・ところ】

6月27日～12月5日（全21回）

午後1時～5時

大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター

●受講判定試験

5月30日(土) 午前10時30分～正午

大阪府障がい者社会参加促進センター

【対象】 大阪府内に居住、通学、または、通勤されている人で、要約筆記者として活動する意思のある人

【定員】 手書きコース、PCコースとも10人程度

【受講料】 無料。ただし、テキスト代や登録試験料は実費負担。

【申込】

申込書に必要事項を明記し、5月11日(月)までに郵送(当日消印有効)、または、インターネットでお申込みください(申込書は福祉課で配付しています)。

○郵便：〒562-0023 大阪府箕面市粟生 間谷西2-2-6 橘高方 特定非営利

活動法人大阪府中途失聴・難聴者協会
○インターネット：大阪府ホームページ (<http://www.pref.osaka.lg.jp/>) から「要約筆記者養成講座」で検索してください。

◆問合せ 府民お問い合わせセンター

☎06-6910-8001 (平日午前9時～午後6時まで)

国税職員募集

令和2年度 国税専門官採用試験

【申込】 4月8日(水)まで

原則インターネットからお申込みください(申込専用アドレス：<http://www.jinji-hiken.go.jp/juken.html>)。

受験資格・試験日などの詳細については国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の「採用情報」をご覧ください。

◆問合せ 大阪国税局人事第二課(試験係) ☎06-6941-5331

富田林税務署総務課
☎24-3281

広告

Cosmos English School

子ども英語教室 生徒募集!

小学生クラス(週1回70分) 月謝4,000円 入会金1,000円(教材費は実費)

- ・絵本やカードゲームなどを使ったレッスンで楽しく英語の基礎を身につけます。
- ・ハロウィン・イースター・バザー・発表会など年間を通して楽しいイベントも実施。
- ・英語絵本の蔵書は1500冊以上。生徒は無料で借りて読む事ができます。

☆レッスン見学・無料体験など随時受け付けています。詳細はお問い合わせ下さい。

☆中学生クラス(週2回レッスン)も生徒募集中です。

◎詳細はホームページをごらん下さい。 <http://cosmos-eigo.jimdo.com>

コスモス英語教室(村山) 太子町太子629-1 電話 0721-98-0250

速読(日本語・英語)トレーニングも開講しています。



太子町長選挙・太子町議会議員補欠選挙

～さあ投票 選挙の主役はあなたです～

■投票日

【と き】 4月12日(日) 午前7時～午後8時

【と ころ】 各指定投票所 (第3投票区の場所が従来とは異なります)

■期日前投票

【と き】 4月8日(水)～11日(土) 午前8時30分～午後8時

【と ころ】 太子町まちづくり観光交流センター1階

※仕事やレジャーなどで投票日(4月12日)に投票できない人は、期日前投票をご利用ください。

■投票所入場整理券

投票所入場整理券は、有権者宅に封書で郵送します(届かないときはお問い合わせください)。

なお、入場整理券がなくても、選挙人名簿に登録されている本人であることが確認できれば投票できますので、その旨を投票所の係員にお申し出ください。

詳しくは、投票所入場整理券に同封のチラシをご覧ください。

投票区	投票所 (住 所)
第1投票区	太子集会所 (太子町大字太子1733番地の1)
第2投票区	まちづくり観光交流センター (太子町大字山田88番地) 役場東側
第3投票区	栄町集会所 (太子町大字春日231番地の1)
第4投票区	山田小学校 (太子町大字山田372番地)
第5投票区	聖和台集会所 (太子町聖和台2丁目10番地の5)

新型コロナウイルス感染症への対策について (感染予防ご協力をお願い)

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、マスク着用や咳エチケット、手洗い・うがいなどの感染症対策を行うことが推奨されています。

選挙管理委員会としては、動向を見ながら、感染予防の対策を引き続き検討していきます。

みなさまにおかれましても、ご協力を賜りますようお願いいたします。

◆問合せ 選挙管理委員会事務局 (住民人権課) ☎98-5515

大阪府済生会富田林病院

2020年秋頃 新病院へ移転し診療開始。
2021年秋頃 新病院グランドオープン!

診療科目:

内科・循環器内科・消化器内科・腎臓内科・外科・整形外科・小児科・
眼科・泌尿器科・皮膚科・耳鼻咽喉科・形成外科・産婦人科・脳神経外科・
放射線科・麻酔科・リハビリテーション科・病理診断科 (全18科)

住所: 〒584-0082 大阪府富田林市向陽台1-3-36

電話番号: 0721-29-1121 (代表)

URL: <http://www.tonbyo.org>



広告

KOBA 式体幹バランストレーニング 各クラス週1回 5名の少人数制 初回体験無料!

長友選手、久保選手ら多くのアスリートの怪我の予防から生まれたメディカル発想のトレーニング

★キッズクラス (年長～小2) 金 pm5:00～5:40 月謝2,000円

★ジュニアクラス (小3～6) 火・木 pm5:00～6:00 月謝3,000円

自分の体を使いこなし、走る、蹴る、投げる、打つなどの運動神経を発達させます。

カラダを安定させ、ケガしにくいカラダ作りを目指します。月1回、体育館でアジリティ練習会も開催中!

★一般女性 (土 am11:00～12:00) 男性 (金 pm9:00～10:00) 月謝5,000円

★シニア (水・木・金 am11:00～11:40) 月謝3,000円

運動不足を解消して、老化防止、姿勢改善、メタボ脱却! 歳を重ねるとバランスや柔軟性も落ちてきます。 太子町太子439-1

歩行や階段の上り下りなど日常の動きがスムーズになります。転倒防止にも効果的。

詳細は「東上療術院」で検索!



(予約) 0721-98-6009 東上療術院

広告